

定 款

クオールホールディングス株式会社

第1章 総則

(商 号)

第1条 本会社は、クオールホールディングス株式会社と称する。
(英文では、Qol Holdings Co., Ltd. と表示する。)

(目 的)

第2条 本会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 薬局の経営
2. 医薬品、医薬部外品、健康食品、毒物、劇物、工業薬品、化学薬品及び農業薬品の製造並びに販売
3. 食料品、飲料品、酒類、タバコ、化粧品及び日用雑貨の販売
4. 医療機器、健康器具及び介護用品の販売並びにレンタル
5. 婦人服、紳士服及び子供服等衣料品の販売
6. 郵便切手、はがき及び収入印紙の販売
7. フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営
8. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
9. 在宅介護サービス事業
10. 雑誌・書籍の販売、企画、編集及び出版
11. 企業の販売促進及び宣伝活動の企画並びに立案
12. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
13. 医療及び経営に関するコンサルティング
14. 不動産の賃貸及び管理
15. 医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品、特別用途食品及び健康食品の臨床試験に係わる業務の受託
16. 医療保険請求事務の受託
17. 医学及び薬学に関する情報の収集、分析、提供並びに研修
18. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
19. 前各号に附帯する一切の業務
20. その他適法な一切の事業

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 本会社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、7,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 本会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第11条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(招集)

第12条 本会社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集することができる。

- ② 本会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が招集し、その議長となる。

- ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 本会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。

- ② 本会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任及び解任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。
- ③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は、本定款第14条第2項の定めるところによる。
- ④ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- ⑤ 本会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- ⑥ 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の時までとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終

了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③ 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第20条 本会社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第21条 本会社は、取締役会の決議により取締役より会長、社長各1名並びに副社長、専務、常務及び相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、社長が招集し、その議長となる。

② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集手続)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

(取締役会の決議の省略)

第26条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

- ② 前項の取締役の報酬は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

(取締役の責任免除)

第30条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であつた者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会及び会計監査人

(監査等委員会の招集手続)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発す

るものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第39条 本会社は、取締役会の決議によって、会社法459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- ② 本会社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。
- ③ 本会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
- ④ 本会社は、会社法459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第40条 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

- ② 未払いの剰余金の配当には利息を付けない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 本会社は、第29期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 第29期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。

変更履歴

平成 4 年 4 月 27 日	一部変更
平成 6 年 1 月 14 日	一部変更
平成 8 年 4 月 27 日	一部変更
平成 11 年 6 月 19 日	一部変更
平成 12 年 9 月 18 日	一部変更
平成 13 年 6 月 21 日	一部変更
平成 13 年 10 月 1 日	一部変更
平成 14 年 2 月 25 日	一部変更
平成 14 年 6 月 27 日	一部変更
平成 15 年 6 月 26 日	一部変更
平成 16 年 6 月 29 日	一部変更
平成 18 年 1 月 20 日	一部変更
平成 18 年 6 月 28 日	一部変更
平成 18 年 10 月 1 日	一部変更
平成 19 年 6 月 28 日	一部変更
平成 19 年 10 月 1 日	一部変更
平成 21 年 6 月 26 日	一部変更
平成 21 年 9 月 1 日	一部変更
平成 22 年 1 月 6 日	一部変更
平成 22 年 6 月 29 日	一部変更
平成 23 年 10 月 1 日	一部変更
平成 24 年 4 月 1 日	一部変更
平成 26 年 6 月 25 日	一部変更
平成 27 年 6 月 24 日	一部変更
平成 30 年 10 月 1 日	一部変更
2021 年 6 月 29 日	一部変更
2022 年 6 月 29 日	一部変更